

株式会社 全東信の破産手続開始により影響を受ける 中小企業者への支援について

- 株式会社全東信の破産手続開始により経営に影響を受ける中小企業・小規模事業者に対して以下の支援を行います。

①相談窓口の設置（R8.7.15～）

経営に影響を受ける中小企業・小規模事業者の金融相談に対応するため、産業労働部地域経済課内に「**株式会社全東信の破産手続開始に関する金融特別相談窓口**」を令和8年7月15日から設置し、資金繰り等に関する相談に対応します。

相談窓口 産業労働部地域経済課内（受付時間 9時～17時）
神戸市中央区下山手通5-10-1 兵庫県庁1号館8階
（電話番号） **078-362-3321**

（参考）県内の既設置の特別相談窓口
11か所

- 日本政策金融公庫（7）
- 商工中金（3）
- 兵庫県信用保証協会（1）

②県内金融機関への要請

県内金融機関に対し、今般事案の影響を受けた事業者の実情に応じた**資金繰り支援や、返済条件の変更などについて柔軟な対応を要請**します。

※なお、資金繰り支援として、国がセーフティネット保証1号を適用次第、**県中小企業融資制度「経営円滑化貸付（連鎖倒産防止）」**の取り扱いが可能となります。